

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時 00 分開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 湖西市空家等対策協議会設置条例制定について |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 湖西市行政手続条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第 13 号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 | 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 15 号 | 豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 9 | 議案第 16 号 | 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 | 湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 | 湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 | 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 15 | 議案第 22 号 | 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 16 | 議案第 23 号 | 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 17 | 議案第 24 号 | 令和 6 年度知波田配水場更新工事の工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 18 | 議案第 25 号 | 湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更について |
| 日程第 19 | 議案第 26 号 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 20 | 議案第 27 号 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 21 | 議案第 28 号 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 22 | 議案第 29 号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第 23 | 議案第 30 号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第 24 | 議案第 31 号 | 市道の路線の廃止について |
| 日程第 25 | 議案第 32 号 | 市道の路線の変更について |
| 日程第 26 | 議案第 33 号 | 湖西市基本構想の変更について |
| 日程第 27 | 議案第 34 号 | 令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号） |
| 日程第 28 | 議案第 35 号 | 令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 29 | 議案第 36 号 | 令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 30 | 議案第 37 号 | 令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 31 | 議案第 39 号 | 令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算 |

日程第32	議案第40号	令和8年度湖西市介護保険事業特別会計予算
日程第33	議案第41号	令和8年度湖西市後期高齢者医療特別会計予算
日程第34	議案第42号	令和8年度湖西市公共下水道事業会計予算
日程第35	議案第43号	令和8年度湖西市水道事業会計予算
日程第36	議案第44号	令和8年度湖西市病院事業会計予算
日程第37	議案第45号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第38	議案第46号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（神谷里枝） ただいまの出席議員は18名であります。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

すみません、出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

では、事務局長から報告事項を申し上げます。局長。

〔議会事務局長 内山浩二登壇〕

○議会事務局長（内山浩二） 議案書の受理について申し上げます。本日、市長から提出されました議案は2件です。その内容は、条例の一部改正2件です。

以上で報告を終わります。

○議長（神谷里枝） 報告事項は終わりました。

○議長（神谷里枝） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりでございます。

○議長（神谷里枝） 日程第1 議案第8号 湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第2 議案第9号 湖西市空家等対策協議会設置条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第3 議案第10号 湖西市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。通告された質疑はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第10号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（神谷里枝） 举手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第4 議案第11号 湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第11号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第5 議案第12号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、5番 柴田一雄議員の発言を許します。

〔5番 柴田一雄登壇〕

○議長（神谷里枝） 5番 柴田一雄議員。はい、どうぞ。

○5番（柴田一雄） 5番 柴田一雄です。通告書に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第12号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。2点ほど通告をさせていただいております。

まず、1つ目でございます。今般の条例の一部改正におきましては、令和8年4月1日より市長の給料を月額87万円から月額90万円に、副市長の給料を月額70万5,000円から月額72万1,000円に、教育長の給料を月額64万円から65万5,000円に増額するという趣旨でございます。

令和8年4月1日より増額をすることに至りました背景と経緯を分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 太田英明登壇〕

○総務部長（太田英明） お答えをします。

近年の物価高騰に伴う消費者物価指数の上昇や、人事院勧告に伴う一般職給料の引上げなど、社会経済情勢が変化していることに加え、制度が多様化かつ複雑化する中で行政運営を担う特別職の給料月額が30年間改正をされていないことから、見直しについて検討する必要があると判断をし、令和7年9月25日に湖西市特別職報酬等審議会へ諮問をいたしました。

審議に当たりましては、増額を前提とするものではなく、据置きも含めて御審議をいただき、令和7年12月26日に答申をいただいたところでございます。

この答申を踏まえ、給料月額を改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 湖西市特別職報酬審議会の答申ということでございますけれども、答申につきましては、湖西市特別職報酬等審議会条例第2条では、「審議会の意見を聞くものとする」と条例では明文化されており、拘束力はないわけでございますけれども、特別職の給料月額が30年間改正されていないことや、消費者物価指数の上昇に見合った答申であったということで理解をいたしました。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○5番（柴田一雄） 現在、長引く物価高騰やエネルギー価格の上昇により、市民生活は強く圧迫されております。今後、当市におきましては公共施設の建て替えや学校の統廃合のほか、中長期的に見ましても多額の財政負担が想定されております。このような状況下において報酬を増額することにつきまして、市民への理解と財政への影響について説明をお願いいたします。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） お答えをします。

特別職報酬等審議会は、公共団体等の代表者によりまして構成をされております。社会経済情勢の動向や他市の状況等を踏まえまして、慎重に御審議をいただいたところでございます。今回の改定額は、

同審議会からの答申に基づくものでございます。なお、審議会の会議録は市ウェブサイトに掲載をし、公表をしております。

また、改定による影響額でございます。市長、副市長及び教育長の3人で年間約106万円の増額となります。

その一方で、市に求められる役割や業務量が増加する中であっても、令和7年度から副市長を2名体制から1名体制へ見直し、市政運営を行っているところです。令和8年度当初予算にも反映をしておりますけれども、市長、副市長及び教育長の特別職報酬の総額は、副市長1名が減の影響によりまして、令和6年度と比較をして約1,000万円の減額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 状況については理解できました。

最後に確認をさせていただきたいんですけども、市長におかれましては、新年の仕事始めの訓示では、市の財政が大変厳しくなる。市民生活をよくするため、お金を使わずに知恵で勝負できるかも重要になると強調されました。また、先日の議員全員協議会やマスコミ向けの定例記者会見におきましても、かつかつの財政の中でお金ではなく知恵で勝負、知恵を出すということをしきりに発言されております。その真意を踏まえまして、市民の皆様方の納得と共感を得られる説明をお願いいたします。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 御質問ありがとうございます。

先ほど総務部長からもお話がありましたとおり、副市長1名体制とするなど体制の見直しにも取り組んでまいりました。そのほか財政の健全化というものに取り組んでいるところでございます。

一方で、特別職報酬等審議会においては、社会経済情勢や他自治体の状況等を踏まえ、慎重に御審議いただいた上で答申をいただいております。私としてはその答申を尊重することが適当であると判断し、本議案を上程したものであります。

なお、今回の改定は職責の重さや求められる役割

に見合う処遇の在り方という観点から整理されたものであります。その責任を一層自覚し、引き続き市政の発展に全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 市長から、今、職責の重さというような非常に重い決意を、思いを確認できたかなと思っております。引き続き市長の前向きな市政運営、しっかりとしたかじ取りを期待したいと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（神谷里枝） 以上で5番 柴田一雄議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第12号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第6 議案第13号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はござ

いません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第13号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第7 議案第14号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第14号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第8 議案第15号 豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、5番 柴田一雄議員の発言を許します。

〔5番 柴田一雄登壇〕

○議長（神谷里枝） 5番 柴田一雄議員。はい、どうぞ。

○5番（柴田一雄） 5番 柴田一雄です。通告書に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第15号 豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。2点ほど通告をさせていただいております。

まず、1つ目です。条例の一部改正に至った背景と経緯を確認いたします。お願いします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

豊田佐吉翁記念奨学金は、昭和42年に創設された奨学金制度であり、優良な学生及び生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、給付を行うものであります。

給付額については、高校生は昭和55年度に月額5,000円、大学生は平成元年度に月額1万2,000円に設定して以降、長年にわたり改定を行っておりませんでした。

しかしながら、昨今の金利上昇に伴い基金の運用益が増加していることに加え、物価上昇が続いている状況を踏まえ、給付額を見直すこととしまして、高校生については月額1万円、大学生については月額1万8,000円に改定するものであります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 長年にわたり改正がなく、基金の運用状況や物価上昇に見合った改定ということで理解をいたしました。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○5番（柴田一雄） 奨学金の給付状況を確認します。お願いします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

令和7年度の給付状況ですが、高校生1人及び大学生6人で85万2,000円を給付しています。

なお、昭和42年の奨学金創設以来、令和8年2月末までの延べですが、延べ357人に対し、総額1億1,303万4,000円を給付してまいりました。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 令和7年の実績では高校生1人、大学生6人ということで、延べ人数では357人、1億1,000万円以上給付されてるということでございますけれども、確認をしたいのですが、奨学金を申し込んだ市民の方からは、残念ながら給付の対象にはならなかったということで、審査が非常に厳しいのではないかなというような声を多くの方からいただいているんですけども、そちらの運用に関してはいかがでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

審査はこれまで主に成績と世帯収入に基づきまして、奨学金選考委員会で客観的な評価の下、厳格に選考をしていただいているところです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 審査につきましては成績、それから世帯収入というところから厳格に審査をされているということで理解をいたしました。

この奨学金でございますけれども、1人でも多くの湖西市の若者にとって輝かしい未来に向けた学びの機会となること、そして、郷土愛ですとかシビックプライドを育むような、そういったことにつなが

るような奨学金として活用されることを期待したいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（神谷里枝） 以上で5番 柴田一雄議員の質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○議長（神谷里枝） 2番 山本晃子議員。はい、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。

同じく議案第15号に関して質問させていただきます。合計2つの質問です。

まず1つ目です。今回の改正の目的をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今回の改正は、昨今の金利上昇に伴い基金の運用益が増加していること、また物価上昇が続いている状況を踏まえ、給付額の見直しを行い、経済的支援の充実を図ることを目的とするものでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。経済的支援を充実することということは理解いたしました。

では、2つ目を質問させていただきます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○2番（山本晃子） 奨学金の給付額を上げ、増額幅の算定根拠について、湖西市としてこの金額を適切と判断した理由についてお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

算定根拠といたしまして、先ほど来お答えさせていただいておりますが、昨今の金利上昇に伴い基金の運用益が増加したことにより、年間の運用益が昨年度と比較して約170万円増加し、総額で約300万円となったことによるものです。

この前提の下、毎年、大学生が4人、高校生が1人増加すると仮定した場合でも、運用残高は10年以上持続できる見込みでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。10年間運用が可能ということで安心いたしました。

そうですね、湖西の子供たちの将来が開かれることを期待しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で2番 山本晃子議員の質疑を終わります。

続いて、1番 相曽桃子議員の発言を許します。

〔1番 相曽桃子登壇〕

○議長（神谷里枝） 1番 相曽桃子議員。はい、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 1番 相曽桃子です。

先輩議員と同僚議員の質疑で理解したので取下げを行います。

○議長（神谷里枝） ありがとうございます。以上で1番 相曽桃子議員の質疑を終わります。

続いて、3番 寺田 悟議員の発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○議長（神谷里枝） 3番 寺田 悟議員。はい、どうぞ。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。

同じく議案第15号についてお伺いします。

先ほど来の他の同僚議員の質問に対する答弁で、金額を上げる理由については物価上昇、長年の金額変更していない、また金利上昇により運用益が上がっているということで、ゆとりができたので金額を増額するというところで理解しました。

ですけれども、来年度4月から私立の高校を含め、高等学校授業料の実質無償化が実施されます。また、大学や専門学校を対象とした高等教育の修学支援新制度もあります。今、この奨学金の金額を上げる必要性について伺います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

高校授業料無償化や、大学や専門学校を対象とした高等教育の修学支援新制度は、通学費や教材費、部活動費、下宿費用など、いわゆる授業料以外の教育関連経費まで十分カバーできるものではないと考えております。特に、物価上昇が続く中においては、保護者の経済的負担は依然として存在しているものと認識しています。

こうした状況を踏まえ、今回、基金の運用益の増加を契機として、給付額を引き上げるものでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） 奨学金というと、普通、授業料について充てるというイメージなんですけども、今回、授業料の高校の実質無償化もあるということで、授業料の負担ということについては心配がないということで、ただいま答弁にありましたように、授業料以外の通学費、教育関連経費、例えば必要な図書の購入とか、あと友達との飲食代とか、教材費だとか、そういったことにも使えるということで、使途については特にこの奨学金については制限はないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

この奨学金は高校生、あるいは大学生に給付するものであって、その学校生活を送る上で必要となる経費に充てていただければ大丈夫なものとなっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） いろいろ使途に制限がないということで、必要なものに使えるということで、安心して学生は使えるということ、よく分かりました。

この奨学金制度は、他の奨学金制度と違って返還不要という大変すばらしい奨学金制度だと私は認識しています。できるだけ多くの方に知っていただいて、募集をかけて、多くの方が対象になるといいかなというふうに思っております。

続いて2番目よろしいですか。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○3番（寺田 悟） 本条例第1条（目的）中に、「豊田佐吉翁記念奨学基金の運用益金及び運用益金に不足が生じたときには一般財源により奨学金を給与し」と定められていますが、金額を増額した場合に一般財源から支出することにならないか心配しておりましたけど、先ほどの答弁で運用益が上がってということで安心しましたので、2番については取り下げます。

○議長（神谷里枝） はい、ありがとうございます。
では、3番。

○3番（寺田 悟） 3番目に、この奨学金は、先ほども言ったように他の奨学金制度と比べても大変有効な素晴らしいものだと思います。また、その他の奨学金制度とも併用可能ということで、大変充実したものであるというふうに考えております。

ですけども、先ほども他の同僚議員の質問にもありましたように、認定する制度が厳しいのではないかなというような質問ありましたけども、今後この奨学生の資格とか種類、こういうのを拡充して、もう少し門戸を広げて応募しやすくするというような可能性というのはないでしょうか。

例えば工業系以外の専門学校生、スポーツや文化・芸能分野、留学などの支援・援助、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

現在、奨学生の給付しているところでは、高校生、工業高等専門学校、それから大学生、それから大学院生に給付しているということで、十分であると市としては考えておりますので、現時点では改正または拡充する考えはございません。

以上です。

○議長（神谷里枝） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） よく分かりました。

以上で私の質疑は終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で3番 寺田 悟議員の質疑を終わります。

続いて、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（神谷里枝） 9番 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。

同じく議案15号について御質問いたします。

1番目の質問です。対象世帯への情報周知について伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

周知につきましては、市内中学校には募集要項等を文書により、それから市内及び浜松市内の高等学校には募集要項等を電子メールにより送付しております。

また、広報こさいへの掲載に加えまして、ウェブサイトへの掲載及び市のモニター広告への掲載を考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。対象年齢のいる全世帯には届くということで理解いたしました。

やはり学校が取りまとめないととなると、自分で制度を知って、そして自分で申し込まないといけないという必要性が出てきますので、なるべく情報弱者が取り残されないようにお願いしたいなと思います。

では、質問の2ですけども、取り下げます。

○議長（神谷里枝） はい。

では、3番目の質問ですね。

○9番（福永桂子） では質問3です。今後はどの程度の申請数を見込んでいらっしゃるでしょうか。

また、選考の公平性はどのように担保するのか、伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今後の申請数につきましては、毎年10人程度を見込んでおります。

また、選考の公平性につきましては、豊田佐吉翁記念奨学金奨学生選考委員会において、これまでも主に成績及び世帯収入に基づき、客観的な評価の下、厳格に選考を行っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 申請数は分かりました。申請するのに少しやりやすくなったということで、申請数が増えるかなと思って御質問いたしました。

それから公平性なんですけど、選考委員会というのは、概要でいいんですけども、どのような方がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

選考委員会規則がございまして、市長、それから寄附された関係者、教育長、教育委員、それから優れた識見を有する者のうち6人以内で組織するということが規則で決まっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。1つだけ確認したいことがあるんですけども、第5条の第2号は残りますので、引き続き学校長の推薦書等は必要と理解しています。ただ、第12条で学校長の意見を徴するという文言が削除されているのに対して、これは提出書類としては残るけれども、決定プロセスにおいては学校長の意見が以前より重視されなくなったというふうなことでしょうか。それとも、どのようなことかなと、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

負担軽減という観点から、この内容を変えておまして、学校長を経由しないということにしておるんですが、成績書なんかは学校が発行したものを求めていますので、その辺は大丈夫かなと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。ありがとうございます。この充実した奨学金を本当にうまく活用していただければうれしいです。

これで私の質問は終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で9番 福永桂子議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第15号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第9 議案第16号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、12番 楠 浩幸議員の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（神谷里枝） 12番 楠 浩幸議員。はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。議案第16号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について、通告に従いまして、4問お伺いをいたします。

まず1問目です。指定管理者の公募を実施したということなんですけれども、応募がなかった。これ、2回やったというふうに伺っているんですけども。本件について指定管理料の水準、業務内容、施設の条件と、その他の観点から、どのような検証を行ったのかを伺いたいと思います。よろしくお願いま

す。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

指定管理者の公募に当たり、応募がなかった要因については、まず指定管理料の水準、業務内容、施設条件等の観点から検証を行いました。

まず、指定管理料の水準につきましては、現在の指定管理者である事業者（社会福祉協議会）から提出された令和6年度の実績報告を基に物価高騰や人件費の上昇の影響を反映した上で積算を行い、必要な経費を見込んだもので、適切な水準であったと認識をしております。

次に、業務内容及び施設条件につきましては、現行の管理運営の内容を基本としつつ、再公募の際には、応募要件を見直し、市外の法人や指定管理の実績がない法人も応募可能とするなど、応募機会の拡大を図りました。

しかしながら、結果として応募には至らなかったということでございます。

その要因につきましては、老人福祉センターは高齢者の憩いの場として福祉的な役割を担う施設であり、利用者の大半が高齢者で、利用料金も無料であるということ。そして収益性が極めて低い施設であるということ。また、事業の裁量や収益確保の余地が限定的であることなど、民間事業者にとって経営的な魅力が乏しかった可能性があると思っております。

以上のことから、本施設は指定管理制度の活用に当たり、改めて検討が必要な施設であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） なかなか厳しい状況だったということで認識をいたしました。

2つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 指定管理の目的としまして、人件費などの経費削減も目的の1つだというふうに

認識をしているんですけども、今度直営ということなんですけども、直営方式に変更することによって、年間の運営コストについて増減見込み及びその費用の概算の根拠をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

直営方式への変更に伴う年間運営コストでございますが、まず、光熱水費、設備の維持管理、修繕等の施設維持に係る経費につきましては、運営主体が変更となりましても業務内容や施設規模に大きな変更がございませんので、コストの増減は生じないものと見込んでおります。

人件費につきましては、指定管理者の公募時においては、週5日勤務の会計年度任用職員1名分として、年間約260万円を見込んでおりました。これに対し、直営方式では、正規職員1名、そして会計年度任用職員、週3日勤務の会計年度任用職員になりますが、そちら計2名を配置する体制を想定しております。会計年度任用職員の人件費につきましては、勤務日数が週5日から週3日に減りますことから、約100万円の減額となります。正規職員1名分の人件費は新たに必要になるということで、配置する職員の年代にもよりますが、本市における一般事務職員の平均的な人件費700万円で見込みますと、おおむね600万円程度の増額と、会計年度任用職員の100万円の減額と正規職員700万円の増額を合わせまして、600万円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 結構な金額の増額になるかなというふうに思ってます。

3つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 1つ目の質問で、なぜ公募に対して不調となったのかということで、その分析の中でいろいろ制度の問題とかというような御答弁をいただいたところなんですけれども。老人福祉センターの今後の位置づけ、先ほど来、収益性がないとかというようなお話もありましたけれども、この

機能の拡充ですとか、いろんな事業の統合ですとか、複合化を含めた施設の再編、方向性について現在検討されているのか、基本的な考え方を伺いたと思います。よろしくお願いします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

老人福祉センターは、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、交流の促進を目的として設置された施設でございまして、高齢者福祉の拠点施設となります。

一方で、建築から約38年が経過をしまして、設備関係の老朽化に加え、津波浸水想定区域に位置していることから、安全面や将来的な施設の在り方に課題を有しているものと認識をしていますが、施設再編等の具体的な検討は現時点ではまだ進んでいないのが現状でございます。

今後も、高齢者福祉の拠点機能を確保することを基本としつつ、計画的な維持更新による長寿命化を基本方針とし、将来的な人口動向や財政状況を踏まえ、周辺公共施設との統合・複合化なども視野に入れながら、施設再編の在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） そうですね、これから。あそこの老人福祉センターにつきましては、枯山水の中根の庭園ですとか、魅力的な施設もありますので、そういったような。今回は質疑ですので、御提案は申し上げませんが、期待をしているところです。

4つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 将来的に、今回の条例改正では直営というふうにかじを切ったわけなんですけれども、これからまた再度、指定管理方式へ移行する可能性があるのかと。併せて、そういった場合には判断基準ですとか検討条件があれば伺いたと思います。お願いします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、利用者の大半が無料で利用される高齢者であるということから、現行の事業内容及び料金体系の下では収益性が限定的であり、民間事業者の専門的知識やノウハウを十分に発揮できる環境にないものという認識をしております。そのため、当面は直営による運営を基本に考えているところでございます。

なお、今後、指定管理者制度への移行を検討する場合は、事業内容の見直しにより民間活力を活用できる余地が生じた場合ですとか、収支構造の改善が見込まれる場合、または施設機能の再編により運営形態の最適化が図られる場合などが判断基準、検討条件になろうかと思っております。

いずれにしても、社会情勢や高齢者を取り巻く環境、利用者ニーズの変化を踏まえ、施設の目的達成に最も適した運営手法を総合的に判断をしてみたいと考えております。

指定管理者制度の導入ありきではなく、あくまでも施設の目的達成を最優先に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） なかなか厳しそうですね。ぜひうまく活用していただきたいというふうに思うわけなんですけども。湖西市の公共施設の再配置計画でもぎりぎりA指定に入っているところですので、うまく活用いただきたいというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

続いて、1番 相曽桃子議員の発言を許します。

〔1番 相曽桃子登壇〕

○議長（神谷里枝） 1番 相曽桃子議員。はい、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 1番 相曽桃子です。

議案第16号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定につきまして質疑を行いたと思います。

先ほど先輩議員の質疑で、2つ通告していたんで

すけれども1問目は取下げを行います。2問目だけちょっとお聞きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 老人福祉センターの運営、指定管理から直営にというところで、支障は発生しないのかをお伺いします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間は社会福祉協議会を指定管理者として運営をまいりましたが、それ以前は市直営で運営しており、直営での運営実績も有しております。

令和8年度以降、市直営に移行いたしましても、施設の維持管理や安全対策、介護予防教室等の各種事業につきましては、これまでの運営内容を踏まえた上で、必要な体制を整え実施してまいります。社会福祉協議会が実施していた自主事業につきましても内容を精査し、継続が望ましいものについては対応を検討してまいりたいと考えております。

今後も利用者サービスの低下を招くことのないよう努め、市民の皆様が安心して利用できる環境を維持してまいりますので、現時点において、施設の運営に大きな支障が生じることはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 相曽議員。

○1番（相曽桃子） ありがとうございます。支障がないというところで安心いたしました。これからまだ引継ぎ等あると思いますので、使われる方が困らないようお願いいたします。

これで終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で1番 相曽桃子議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第16号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 間もなく開始しましてから1時間が経過となります。ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第10 議案第17号 湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、10番 菅沼 淳議員の発言を許します。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○議長（神谷里枝） 10番 菅沼 淳議員。はい、どうぞ。

○10番（菅沼 淳） 10番 菅沼 淳です。

私は、議案第17号 湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定についての高齢者割引（個人）についてお伺いをいたします。

それじゃ1点目の質問です。70歳以上の者の個人利用料の減免を従来の「居住地を問わない」から、「市内在住・在勤者」へ変更する理由をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

体育施設の利用料減免制度については、施設運営の持続性や負担の公平性の観点から、制度全体の整理を行いました。

その中で、70歳以上の方の個人利用に係る減免については、市の財源を活用している制度であることを踏まえまして、市内在住・在勤の方を対象とする形に見直したものです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 確認をさせてください。今回この改正によって高齢者割引（個人）については、市外70歳以上の利用者で減免対象者以外の利用料金は、あの表によりますと、大人の料金に分類されるということでよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

そのとおりです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。

それじゃ2点目、行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○10番（菅沼 淳） 減免対象者となる70歳以上の市内在住者または在勤者の確認方法をお伺いします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

本人確認は、運転免許証やマイナンバーカードなどの公的な証明書での確認や、勤務先が発行する在勤証明書で確認する予定です。

なお、定期券や回数券の購入者については、購入時に確認を行い、以降は確認が必要ない運用を考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ3点目、お願いします。

○議長（神谷里枝） はい。

○10番（菅沼 淳） 条例改正による利用者や料金収入の影響は検討されたのか、お伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

改正による収入額の影響については、過去の利用実績を基に試算をいたしました。今回の改正の影響により、障がいのある方の利用料金収入については減収するであろう、それから市外の高齢者の利用料金収入については増収になるであろうと想定をいたしました。

市外高齢者の減免制度適用除外により利用者減も考慮した結果、全体の収入としては微増となる見込みで、影響がないと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。影響がないということで分かりました。

じゃあ最後の4番目、行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○10番（菅沼 淳） 利用者に対する周知の方法をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

可決いただきましたら、速やかに施設での掲示や、市及び指定管理者のウェブサイトへ掲載により周知をしてまいる予定です。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 条例施行までにあまり時間がないと思いますけども、そこをちょっと心配しているんですけど、準備のほう、大丈夫ですか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

窓口などは指定管理者の方をお願いしてるところ

です。これについては去年の夏頃から打合せ等を重ねてまいりまして、4月からの運営に支障のないように準備をしているところです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 大丈夫だということで了解いたしました。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で10番 菅沼 淳議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第17号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第11 議案第18号 湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第18号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第12 議案第19号 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第19号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

た。

○議長（神谷里枝） 日程第13 議案第20号 湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第20号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第14 議案第21号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（神谷里枝） 9番 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。

議案21号について御質問いたします。

期間延長だけで選ばれるまちであり続けられるのか。金額や要件など、中身のブラッシュアップは検討されたのか、伺います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。産業部長。

〔産業部長 松原聡史登壇〕

○産業部長（松原聡史） 福永議員にお答えをいたします。

今回の改正では、金額や要件等の変更はございません。本制度は、静岡県地域産業立地事業費補助金との協調制度であることから、市単独での見直しは難しい面がございますが、市内外の企業や県と情報交換を行いつつ、県制度との整合を図りながら、現在見直しを進めているところです。

引き続き、選ばれるまちであり続けられることを目指し、企業誘致の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 現在進行形の条例であるということとは分かりました。

例えば、条例に盛り込む検討をされてもよいのではないかなという、3つの要素についてお聞きしたいんですね。

1つ目は環境への配慮なんです。脱炭素経営が求められる中、やはりこういうことについての条項の追加ということも考えられるのではないかなと思っています。

また2つ目なんですけれども、雇用についてなんですけど、単に何人雇用したかだけではなくて、正規雇用率や賃金水準など、要件に盛り込む自治体も増えていると聞いています。それは費用対効果について考えたいということとか、補助金期間が終われば撤退していくということも起こってしまったというふうなところから出ているんだそうです。

また3つ目なんですけれども、対象の業種の拡大ということをお考えになっていると思うんですけれども、製造業の部門だけではなくて、ITとかオフィスやら、研究開発機関とか、そういう多様な産業を呼び込んでいくために業種ごとの、何ていうんですかね、特例や加算措置、そういったものを考えていかれたらいいのではないかなと思うんですけれども、これについてどう思われるのでしょうか。

今回の条例でそういうことを考えられたかどうか

はちょっとお聞きしたいところです。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えをいたします。

御提案ありがとうございます。そういった面ももちろん検討の範囲には入ってございますけれども、やはり先ほど答弁申し上げたように、この企業誘致制度というのは県との協調制度ということで、県の枠組みから外れたものを例えば対象にするですとかいう形になると、そこはちょっと県からの補助金が全く出なくなって、例えば4億円出すとしたら、その4億円全てを市の財源でもって補助しないといけなくなるといったこともございますので、時代の流れ等はございますので、その辺を加味して、もちろん市内外の企業との意見交換もしておりますので、そういったことを踏まえて、県への要望等を行って、時代に即したものになるように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。県とよく話し合われて進んでいかれたらと思います。

本当に大きな豊橋市や浜松市に囲まれていますので、勝てる、何ていうんですかね、条例にしていたきたいなというのが私の思いです。

これで質問は終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で9番 福永桂子議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第21号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第15 議案第22号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、3番 寺田 悟議員の発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○議長（神谷里枝） 3番 寺田 悟議員。はい、どうぞ。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。

議案第22号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について質疑させていただきます。

簡易サウナ設備または一般サウナ設備並びに林野火災に関する注意報または警報の発令中における火気の取扱いについて、罰則規定を設けなかったのはなぜか伺います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。消防長。

〔消防長 奥村 等登壇〕

○消防長（奥村 等） お答えします。

湖西市火災予防条例は、全国の各市町村と同様に総務省消防庁より示された準則に従って定めております。簡易サウナ設備及び一般サウナ設備については、準則に罰則規定がないことから、罰則規定を設けておりません。

一方で、林野火災に関する注意報または警報の発令中における火気の取扱いについては、消防法の規定による条例の定めであるため、消防法の罰則規定が適用されることとなります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） 今の時期、乾燥してるという

ことから、特に林野火災、こういったことが心配な
んですけども、この林野火災に関する注意報で予防
上注意を要すると認めるときは林野火災に関する注
意報を発することができると思いますけども、これ、
具体的にこの発令基準というものはあるのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

通常1月から5月の期間で、次のいずれかの気象
条件となった場合に発令をします。まず1つ目は前
3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合
計の降水量が30ミリ以下。2つ目としましては、前
3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が
発令中となってる、その条件のときに林野火災注意
報の発令基準となっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） 基準が明確にあるということ
は分かりました。

これ、罰則規定、簡易サウナ、一般サウナはない
と。それで林野火災に関するほうについては消防法
の罰則規定があるということなんですけど、違反者や
この警告に従わない悪質な行為者に対する火災予防
の実効性を担保するのが大変難しいと思うんですが、
罰則規定があれば、それを根拠に強く警告する、指
導するということができると思うんですが、その担
保する方法というものはあるのでしょうか、伺います。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

まず、簡易サウナ設備及び一般サウナ設備ともに
設備の設置の届出のときに、まず条例で定める技術
上の基準に適合しているか指導・確認して届出を受
理をします。また、届出がされていない一般サウナ
設備と簡易サウナ設備発見した場合や、あと通報が
あった場合、この場合は速やかに届け出るよう指導
するとともに、基準に適合してない設備の場合は、
直ちに立入検査を行い、勧告して改善を促します。
それとあと火災危険が著しく高く、継続しての使用
が停止させなければならないということを消防が判
断した場合には、消防法の規定により使用の禁止、
停止、または制限を命ずることとなります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 寺田議員。

○3番（寺田 悟） よく分かりました。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で3番 寺田 悟議員の
質疑を終わります。

続いて、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（神谷里枝） 9番 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。

同じく議案22号について御質問いたします。

1問目は、サウナ購入者に対して正しい設置基準
をどう周知・指導するのか伺います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたし
ます。消防長。

〔消防長 奥村 等登壇〕

○消防長（奥村 等） お答えします。

今回、新たに届出が必要とされた簡易サウナ設備
につきましても、従来どおり届出時に条例で定める
技術上の基準に適合しているか指導・確認して届出
を受理いたします。

また、届出がされていない一般サウナ設備及び簡
易サウナ設備を覚知した、発見した場合には、速や
かに届け出るよう指導するとともに、基準に適合し
ていない設備の場合は、直ちに立入検査を行い、勧
告を行います。

なお、周知に関しましてはウェブサイトやSNS
などを活用して広報してまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 周知は購入者、一般市民に対
してもやっぱり行われていくのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

今回この条例に追加されました簡易サウナ設備な
んですが、相対的に火災の危険性が低いと考えられ
る個人用のものは、個人の方が簡易サウナを設置す
るときには除外、適用外となっており、キャンプ場
であつたりとかグランピング施設など、業務用のも
のが対象となっております。しかしながら、個人用

が設けたものであっても、著しく火災危険があるものを発見した場合や通報があった場合には、消防法の規定により使用の禁止、停止または制限を命ずることとなります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 1点確認なんですけど、届出は不要でもやはり安全基準は守る義務があると思うんですけれども、第73条の届出のところには明確に、もちろん個人が設けるものを除くと書いてあるんですね。これはやはり個人は消防署に設置しますと言わなくてもよいということだと思います。第10条の基準のところには、簡易サウナ設備は火災予防上、安全な距離を保つこと等のルールが書かれていますが、個人を除くとは書かれていないんですね、このところに。ということは、届出は不要だけれども、個人の庭であっても条例で定める火災予防上、安全な距離などの技術基準ですか、は守っていかなければならないということになりますね。ということは、やはり一般市民にも関係してくるんじゃないかなというのが私の意見なんですけれども、それについてどう思われますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

先ほど議員おっしゃるとおり個人の方は届出の義務はないんですけれども、しっかり予防条例上の基準に従うということは当然やらなければならないと思っております。やはり著しく火災危険があるというものを発見した場合とか、通報があった場合、先ほどと同様なんですけども、やっぱり消防法の規定により使用の禁止、停止、または制限を命ずることとなっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 消防署が検査には行かれないということですよ、一般家庭に対して。ということはやはり行政が把握できない、消防署が把握できないものがやっぱり至るところにつくられていくという可能性もあるわけですよ。なので、やはりそのリスクをどうカバーしていくのかというところで、

一般への、市民への周知というの、すごく大事になってくると思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

やっぱり一般の市民の方も購入するのは、しっかりと消防法、条例とかに適合したものが販売されると思っております。ただ、若干個人で作成したりとかってする方もいますので、そういう方に関してはしっかりとウェブサイトだとかSNS上で広報をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） ありがとうございます。本当に火災を、隠れ火災をやっぱり予防していくというのはとても大事なことだと思いますので、そういう形で市民にも広報お願いしたいと思います。

では、2番目に入ります。質問2に入ります、いいですか。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○9番（福永桂子） 第45条に感震ブレーカーを追加した経緯を伺います。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

過去に国内で発生した巨大地震、まず平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、令和6年の能登半島地震では、地震後の通電に起因する火災が多数発生し、通電火災対策の重要性が明確となりました。

これを受け、総務省消防庁や内閣府は、地震発生時に自動で電気を止める感震ブレーカーの普及を進める方針が示され準則が改正されました。

本市におきましても、準則に基づく条例改正を行い、南海トラフ地震等の発生が懸念される中、地震後の同時多発火災を防止する観点から地震火災対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 感震ブレーカーは本当に必要なものだと思います。自分を守るだけでなく、本当に地域を火災から守るための公共の財

産だというふうに捉えてもいいかなと思うぐらいです。

第45条の第1項に感震ブレーカーという単語が追加されますけれども、これはあくまで維持管理の努力義務の対象に加わるということだと思っんですね。そうしますと条例改正をやっぱりするなら、実効性を伴わないと書いただけになってしまうと思うんです。なので、この辺りのフォローについてはどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） 補助ですか、もう一度。

○議長（神谷里枝） 確認ですか、消防長。

○消防長（奥村 等） はい、確認。

○議長（神谷里枝） 質問内容、いま一度。

○消防長（奥村 等） すみません、お願いします。

○9番（福永桂子） フォローについてどう考えていらっしゃるかということです。

○消防長（奥村 等） フォローする。

○9番（福永桂子） 補助じゃなくて。

○消防長（奥村 等） フォローですね、分かりました。

○議長（神谷里枝） 消防長。

○消防長（奥村 等） お答えします。

まず、この感震ブレーカーですけれども、設置の促進という面は消防としてやっていきまして、あとは補助金の対象にもなってます。それについて危機管理課のほうでやっておりまして、お互い連携しまして、これからも危機管理課の補助金制度と消防本部の火災予防の観点で広報して、しっかりと設置促進に結びつけることができればと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。ぜひ危機管理課と本当に連携して、命を守るこの感震ブレーカーを促進していただきたいなと思います。

一般質問でも山口議員が感震ブレーカーについてお聞きになるみたいですので期待しております。

これで終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で9番 福永桂子議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第22号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第16 議案第23号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第23号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第17 議案第24号 令和6年度知波田配水場更新工事の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第24号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第18 議案第25号 湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○議長（神谷里枝） 2番 山本晃子議員。はい、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。

議案第25号 湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更についてお伺いいたします。2点質問させていただきます。

1つ目です。今回の新冷媒基準及びトップランナー変圧器2026への対応について、制度改正が公表・決定された時期はいつなんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

制度改正に関する公表は、新冷媒基準については令和5年4月、トップランナー変圧器2026への対応については同年、令和5年10月に行われました。詳細な仕様の決定は、新冷媒基準については令和7年9月、トップランナー変圧器2026への対応については令和7年7月であります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。令和6年11月の臨時議会で承認されていた契約かと思うんですが、この詳細が出たのが令和7年9月と7月ということで、契約時にはこのことは分からなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

議員おっしゃるとおり、令和6年11月の契約でありました。その時点では情報はありましたが、各メーカーに聞いてもまだ製品の金額であるとか、詳細がまだ定まっていないということでありましたので、契約時には当初、旧基準のもので見込んで契約をしているところです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 金額等分からなかったということを理解いたしましたが、この場合、契約書というのはどういう形でうたわれていたのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

契約にも法令変更があった際には、双方協議の上、

金額を見直すといった内容のことが明記されております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。これはPFI方式では一般的な形と理解してよろしいですか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） はい、そのような理解でよろしいかと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。ありがとうございます。

では、2番に移ります。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○2番（山本晃子） 今回の基準対応によって見込まれる環境負荷低減や省エネルギー効果について、市はどの程度把握しているのか教えてください。そして、その効果と約5,000万円の増額との関係性について、市として妥当と判断した具体的根拠をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

新冷媒は温暖化係数が従来の冷媒に比べ約30%低いため、温暖化への影響が減少します。また、エネルギー効率が高く、10から20%の省エネ効果が期待できます。

トップランナー変圧器2026は、トップランナー変圧器2014と比較して、約11%の省エネ効果が見込まれ、長期的な電力コストの削減が期待できます。

市としては、これらの効果を把握しており、エネルギー消費削減や環境負荷の低減に貢献するものと認識しております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。従来と比べてかなり省エネ、温暖化防止にも寄与できるということ理解しました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（神谷里枝） 以上で2番 山本晃子議員の

質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第25号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） では、ここでお昼の休憩いたします。再開を13時とさせていただきます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（神谷里枝） 日程第19 議案第26号 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第26号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第20 議案第27号 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第27号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

いまして、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第21 議案第28号 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第28号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第22 議案第29号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第29号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第23 議案第30号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第30号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第24 議案第31号 市道の路線の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第31号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第25 議案第32号 市道の路線の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第32号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第26 議案第33号 湖西市基本構想の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、12番 楠 浩幸議員の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（神谷里枝） 12番 楠 浩幸議員。はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。

議案第33号、湖西市の基本構想の変更についてということで3点ほど通告をさせていただいておりますので、順番にお伺いしていきます。

1点目、人口ビジョンの前提の設定についてお伺いをしたいと思います。今回、基本構想における将来人口推計では、社会増減をプラス・マイナス・ゼロとするシミュレーションを基準の1つというふうに設定をされたというふうに理解をしております。この前提を採用した理由及び政策的な意味づけについてお伺いをしたいと思います。

併せて、この目標につきましては積み上げの政策目標としての数値なのか、それとも推計上の前提条件としての想定値なのか、市の基本的な位置づけをお伺いします。お願いします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。企画部長。

〔企画部長 馬淵 豪登壇〕

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

採用した理由につきましては、シミュレーションの基準として社会増減をプラス・マイナス・ゼロを採用した理由でございますが、国の施策や方針の影響が大きい合計特殊出生率を高めるよりも、市の取組結果が反映されやすい社会増減に注目したためでございます。

将来人口ビジョンの政策的な意味づけについてで

すが、その差がゼロになれば人口減少の幅も緩やかになるという推計上の前提条件として想定値を示したものでございます。

この数値は、因果関係を明確にし、「どの施策を行えば、どのような効果が見込まれるのか」という政策的な目標ではなく、市が目指す将来像を示すビジョンとして位置づけてあります。

具体的な政策目標は、実践計画や各分野の個別計画において設定し、進捗管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） ちょっとお伺いしたいことがあります。最近の私のマイブームなんですけれども、EBPM、根拠に基づいた政策ということでお伺いしたいんですけれども、今、部長の答弁ですと、社会増減をプラス・マイナス・ゼロにするということで、市の取組結果が分かりやすい目標になるんじゃないかというようなことなんですけれども、これ、私どものという言い方は悪いかもしれませんが、普通、民間の事業計画を立てるときには、やはり根拠を持って事業計画を立てるわけなんですけれども、この基本構想としてはそういう意味合いではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） この基本構想の考え方は、市の長期的な将来像やまちづくりの理念を定めるものの最上位計画という位置づけをしておりますので、あくまでも将来人口ビジョンにつきましても人口の見通しを示してるものでございますので、そういう人口推移をしていくというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） あくまでも基本構想としてという考えで、実際にはこれから実施計画等々でKPIを設定していくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） はい、そのとおりでございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 人の流れの捉え方の転換についてということなんですけれども、前期の基本構想ですかね、住もっか「こさい」のような従来の移住・定住促進を中心とした考え方から、多様な関わりですとか、継続的なつながりを重視するいわゆる関係人口の概念を含めた捉え方と拡張したものと理解をしてよろしいでしょうかね。市の基本認識について伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

第6次湖西市総合計画は、人口減少の克服と地方創生を重点テーマとして策定しているものでございます。国が示した地方創生に関する戦略では、人口減少を正面で受け止めた上で施策展開が求められております。

議員の御認識のとおり、人の流れの捉え方は、関係人口の概念を含めた捉え方へと、今、拡張がしていると考えております。これまでの「住む」ということを前提とした地域づくりに加え、「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない地域外の人材が地域づくりの担い手となることで期待される効果がございますので、移住・定住と、関係人口の増加に向けた両方による取組が必要であると考えております。

全国的な動きとしましては、総務省が進めておりますふるさと住民登録制度が動き始めていることから、これまで以上に情報収集、調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 国の情勢も鑑みてみますと、地方創生から少し右寄りにかじを切ってるような感覚を受けるわけなんですけれども、こういった関係人口の取組というのは、今、部長が答弁いただいたように、成果が見えにくかったりですとかということがあるんですけれども、これから先、どうやって湖西市に関係人口からグリップしていく、将来的

には転出者が少なくなっていくような傾向になっていく、具体的な政策の考え方です、実際にどうやってやっていくかというのは実施計画で伺えればいいと思うんですけども、基本的な考え方をお伺いしたいなと思います。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） 基本的な考え方としては、やはり市民が住み続けたいと思わせるような、そういった満足度を高めていくことが今回の基本構想に基づく実践計画でも位置づけされておりますので、そういった市民満足度というところを非常に重視してまいりたいと考えております。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） もう少し理解を深めたいと思うんですけども、市民の満足度、シビックプライドを高めていって、出ていく人をどうにかとどまってもらうような政策をこれから構築をしていくという考え方でよろしかったでしょうか。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

そのような政策を市全体として政策としてまとめて進めていくのが今回の実践計画というふうに理解しております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 邪推ではあるんですけども、以前のような住もっか「こさい」のような政策よりも、少し低コストで政策が行えるのかなというふうにも思ったりしたんですけども、そういった考え方は少しでもあつたりするんですか、どうでしょうか。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） 第1期では職住近接ということで、移住者、定住者ということで、インセンティブによる移住・定住というところに取り組んできたところでございます。もちろんそれに合わせて移住者に対するアプローチということで、いろんなイベントにも参加してお話を聞く機会がございました。その中で一番感じたのが、移住する方の一番優先度はインセンティブがあるかないかではなく、ど

ちらかという住みやすさというところについての問合せが非常に多かったというところでございますので、そこが政策的にちゃんと移住者に対して刺さる政策を進めていくということが大事ではないかというところに思い至ったわけでございます。

ですので、今後も移住施策をやらないということではなく、移住者に寄り添うような施策をまた構築していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） そうですね、市内の企業さんに就職をされてきて、ほかの自治体から湖西に入ってきてられる18歳から23歳、24歳ぐらいの人たちがぐっと増えるポジションをどうにかキープをしていきたいという意味で理解をしました。

3つ目の質問に入りたいと思います、よろしいですか。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 土地利用の基本的な考え方についてでございます。基本構想におけます土地利用構想では、拠点設定、ゾーニングという言い方が正しいのかどうか、よく分かんないんですけども、そういった考え方が示されております。一方で近年の都市政策におきましては、浜松ですとか豊橋駅前のように用途分離型から住居、産業、住むところと働くところと、そして生活をする、交流する生活機能を組み合わせた複合的なまちづくりへの転換が進んでいるというふうに肌感覚でも皆さんもお感じになっているというふうに思うんですけども、今回御提案の構想における拠点形成は、従来型の用途分離を前提とするようなものなのか、それとも、今、私が申し上げたように複合型ですかね、複合機能型への転換を前提とするものなのか、市の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

まず、今回修正する土地利用構想でございますが、現在の土地利用状況を基礎として、今までになかった人口減少という局面を踏まえた上で、市民の皆様

の生活機能を保つことを前提に「集約・連携型の都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の考え方を盛り込んだものとなっております。

ですので、従来の用途分離のものを継続していくという前提で時点修正をしたものでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 質疑ですのであまり多くは述べないと思うんですけども、今の都市計画、以前にもちょっとお話ししたんですけども、50年前の絵をトレースして、ピースをぽつぽつと組み合わせてるような計画に見えてしょうがないんですね。ぜひまた実践計画ですとか、そういったところの部分におきましては、最近のトレンドに合わせるのがいいのかどうなのか、じっくりと検討していただきながら進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

続いて、1番 相曽桃子議員の発言を許します。

〔1番 相曽桃子登壇〕

○議長（神谷里枝） 1番 相曽桃子議員。はい、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 同じく議案番号33号のところで、1番 相曽桃子です。

先ほど先輩議員のほうから私、1つ、ちょっと質疑出させていただいてるんですけども、社会人口の増減がゼロであるパターンの算出は、これは目標ではなくてビジョンだということで説明は伺ったんですけども、その点も踏まえて、この構想の表現の仕方だと、なかなかこれが目標なのか、これがビジョンなのかというところがちょっと見えにくいというふうに思ってしまうんですけども、この表記の仕方といいますか、表現の仕方はもうこのままでいくという、決定というふうな認識でよろしいのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（神谷里枝） 企画部長。登壇して答弁をお願いします。

〔企画部長 馬淵 豪登壇〕

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

議案書115ページにお示ししております将来人口ビジョンでございますが、2つの線をお示しさせていただきますところでございます。改めて御説明させていただきますと、赤い線はこの5年間の人口推移を踏まえた上でのシミュレーションを示したものでございます。緑色の点線で示してるところに上向きになるようにというところでお示ししてるのが、御質問にありました社会人口の増減がゼロであるパターンを想定したときの想定値でございます。

この将来人口ビジョンの数値というものは、あくまでも今後、何もしなければそのような状況になる中で、いかに数値を上げるところをやっていくかという考えでございますので、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、社会増減に注目して、湖西市に住みたいと思う人、住み続けたいと思う人の希望をかなえた場合のシミュレーションということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 相曽議員、いかがですか。

○1番（相曽桃子） これはあくまでビジョンですよというところは理解できるんですけども、その経緯を知っていれば、これを見て、これがビジョンだというのがとても納得はできるんですけども、この構想を初めて見たときに、それが、これは目標じゃないのかなというふうにちょっと思ってしまうので、この掲載の仕方がもう少し、これがビジョンだよというふうに分かると、なおいいかなと思った次第です。

以上です。終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で1番 相曽桃子議員の質疑を終わります。

続いて、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（神谷里枝） 9番 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。

同じく議案33号についてお聞きいたします。

問1なんですけれども、まちづくりの理念を定めるものだというので願望に似たようなものであるんだということで一応理解いたしました。

問2に入ります。

○議長（神谷里枝） 1番取下げってことですね。

○9番（福永桂子） はい。

問2、今後、各種計画を見直す上で目標の約5万人と、現状推移の4万人台のどちらをベースに積算されるのか伺います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 馬淵 豪登壇〕

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

総合計画の基本構想は、誰もが「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりの包括的な指針であり、先ほどお答えしたとおり、人口ビジョンもシミュレーションによる想定値を示したものでございます。

各種計画は、原則、総合計画の下に位置づけられ、その指針に基づき見直すものと認識しておりますが、その計画の目的によって対象年齢層や地域単位、必要とされる精度が異なると考えておりますので、人口の目標は計画ごとに最適なものを選び、設定していくものと考えています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） どちらにしろ、やはり人口ビジョンの変更ということで、人口が本当に減少のスピードが速いということなので、やはり水道とか道路とか公共施設など、維持管理計画にもその旨を前倒しで見直していく必要はあるのかなと思います。

それで、やはりそのときに財政やインフラ計画をやはり過大投資を防いでしっかりと進めていただきたいなという思いです。

では、問3に入ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○9番（福永桂子） 同僚議員の御質問で大体分かったんですけども、少し質問したい点がございしますので質問いたします。

人口減少を前提とした計画へ修正されますが、これまでの土地利用について変更が生じないか。またコンパクトシティは今後も推進されるのか伺います。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

総合計画の基本構想は、先ほども申し上げましたとおり、一部見直しによる修正変更でございますので、土地利用構想についても新産業拠点や工業エリアの追加、観光交流エリアの微修正となっております。

市街地や主要な集落エリアを中心とした「集約・連携型都市構造」の考え方は変わらずに盛り込んだものとなっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） もちろん人口減少社会において拡張し続ける、拡大し続けるということはもう本当に将来の財政リスクを負うものだと思っています。今のお話は人口減少を前提とした計画へ修正する以上、都市構造も拡大から集約へとかじを切って、さらにいくという、そういうふうな解釈でいいですか。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） この考え方につきましては、以前からも変わらない考え方でございます、具体的にはＪＲの新居、鷺津、新所原の駅を中心にしながら旧町村役場、白須賀ですとか、新所とか、入出、知波田の役場の周辺部の集落を維持させながら、そこを公共交通等のネットワークで維持していくという都市構造は従前と変わっておりませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 福永議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。その２つのところで少し矛盾も生じてくるのかなという思いはあるんですけども、その辺は進行状態を見たいと思います。

それで、やはりいつまでにどのような基準で開発を、どういふのかな、見直していくのかとか、移住の誘導なども含めてコンパクトシティ化へのロードマップというのかな、そういうものを早いうちに示す必要があるのではないかなと、そういうふうな思いでちょっと３問目は質問いたしました。

これで私の質問は終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で9番 福永桂子議員の

質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第33号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第27 議案第34号 令和7年度湖西市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、12番 楠 浩幸議員の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。

議案第34号 一般会計補正予算について幾つか質問を通告しておりますので、お伺いしたいと思います。

歳出の1款2項7目財産管理経費についてお伺いしたいんですけども、嘱託登記の依頼件数が増加している、その理由と、主な概要についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（神谷里枝） では、登壇して答弁をお願い

いたします。企画部長。

〔企画部長 馬淵 豪登壇〕

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

市内での住宅開発によって新たに造られた道路を受け取ったことや、道路内民地の解消について積極的な協議を行うことで寄附の件数が増加したものでございます。

このため、当初予算では件数を22件程度と見込んで予算化したところでございますが、38件増加しております。その中でも特に経費がかかる分筆・地目変更を伴う嘱託登記事務が非常に増えて、9件から19件という見込みになったための増額でございます。

説明は以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 今答弁あったように、新しく道路ができたりとか分筆があるということは、これまで行ってきた住宅の開発ですとか、そういったところに起因しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 企画部長。

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） すごくいい傾向だと思いますので、よく理解できました。ありがとうございます。

続けて、次の。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） もう一点、通告をさせていただいておりますが、歳出の8款4項1目都市計画総務関係経費について伺いをします。立地適正化計画の策定から5年が経過しようというふうになると思うんですけれども、居住誘導区域及び都市機能誘導区域への人口並びに都市機能の集積状況について市はどのように評価をされているのか。また、その評価の結果を今回の、今度は防災指針の変更・追加というふうに伺っているんですけれども、計画見直しにどのように反映をさせているのか、方針を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えいたします。

立地適正化計画では、都市機能、居住、公共交通の3分野において、それぞれ「誘導施設の立地数」、「居住誘導区域内の人口密度」、「自動車・バイク以外の代表交通手段の分担率」を評価指標として、2040年の目標値を定めております。

誘導施設の立地数は基準年の2020年から現時点まで横ばい、居住誘導区域内の人口密度は、基準年の2015年と直近の国勢調査時点である2020年とで比較すると緩やかに低下、また、自動車・バイク以外の代表交通手段の分担率は、基準年の2007年と直近の調査時点である2022年を比較すると下落傾向になっています。

これらの達成状況を踏まえまして、今回の補正予算により行う計画見直しにおいて、居住及び都市機能誘導施策の強化や公共交通の充実等に反映をさせていく予定です。

併せまして、防災指針のほうも追加をして見直しを行う予定であります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） そうですね、浸水区域ですとか、そういった危険が予測される地域から誘導地域に、居住誘導区域に移っていくことが望ましいかなというふうには思うわけなんですけれども、これがちょっと緩やかに低下をしているというところが少し残念だなというふうに思いました。

そんな中でですけれども、防災指針の基本的な考え方について少し伺いをしたいんですけれども、これ、事前の防災型のまちづくりというふうに理解をするわけなんですけれども、なぜ今回この見直しが必要になったのか、伺えれば、お願いします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） 防災指針は居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針で、災害リスクを踏まえた課題を抽出した上でリスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な方針を定め、指針に基づく具体的な取組とともに立地適正化計画に位置づけをしていくものでございます。

そして、近年、自然災害が頻発、激甚化しており、

災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が非常に高まっているということで、2020年の都市再生特別措置法の改正でも防災指針の策定が義務化をされてるということで、今回、策定から5年を経過をしておりますので、このタイミングと合わせて防災指針の策定も行っていくと、そういった予定であります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 議長、これ2回まで聞けるんですって、質疑は。

○議長（神谷里枝） いいです、いいです。

○12番（楠 浩幸） いいですか。じゃあもう少しちょっと踏み込んでお伺いしたいと思うんですけれども、今回、防災指針の見直しで、誘導区域に見直しがあるのかなというふうに考えるわけなんですけれども、誘導のリスクとの整合性を踏まえてお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

議員御発言のとおり、想定される災害リスクによっては誘導区域の見直しが必要となる場合も出てくるものと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 分かりました、また見守りたいと思います。適宜情報共有をお願いします。

以上で質疑を終わります。

○議長（神谷里枝） すみません、3問目。2問目の中で含めて3問目も済んだということで。

○12番（楠 浩幸） はい、ということで理解いただければと思います、すみません。

○議長（神谷里枝） よろしいですか。

○12番（楠 浩幸） ええ、前後しました。

○議長（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

○12番（楠 浩幸） 終わります。失礼します。

○議長（神谷里枝） 以上で12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

続いて、1番 相曾 桃子議員の発言を許します。

〔1番 相曾桃子登壇〕

○議長（神谷里枝） 1番 相曾桃子議員。はい、どうぞ。

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。

同じく議案34号の令和7年度湖西市一般会計補正予算のほうで、8款4項1目の都市計画総務費のところで、コーちゃんタクシーの利用者の増加によるということなんですけれども、どれぐらい目標値から増えているのかを伺いたいです。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。都市整備部長。

〔都市整備部長 勾坂隆弘登壇〕

○都市整備部長（勾坂隆弘） 相曾議員にお答えをいたします。

当初は、令和7年10月からのサービスを拡充した実証運行の開始に伴う利用者増加を考慮しまして、年間利用者数を1万2,660人と見込んでおりました。

実績ですが、実証運行開始前の4月から9月までの1か月当たりの利用者数は、当初想定約1.3倍、実証運行開始後の第3四半期における1か月当たりの利用者の実数は、当初想定約1.7倍となっておりまして、第4四半期も第3四半期と同様の傾向が続くものと考え、年間利用者数を1万9,260人、当初想定約1.5倍、6,600人の増と見込んでおります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 当初よりかなり大幅に利用者が増えているという現状と照らし合わせて、同じぐらい増えていくだろうということで、3月末までの今回補正だと思うんですけれども、その計算的に単純にスライドして増やした数だと思うんですけど、それよりも想定よりまた上回るような雰囲気なのか、想定どおりでいきそうなのか、感覚としてはどんな感じでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

第3四半期の10月、11月、12月、さらに第4四半期入って1月ということなんですけれども、ほぼほぼ同じぐらいの水準で推移をしているというふうにデータのほうで出ておりますので、3月まで同じような

傾向でいくものと想定をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 相曽議員。

○1番（相曽桃子） 理解しました。終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で1番 相曽桃子議員の質疑を終わります。

続いて、4番 山口裕教議員の発言を許します。

〔4番 山口裕教登壇〕

○議長（神谷里枝） 4番 山口裕教議員。はい、どうぞ。

○4番（山口裕教） 4番 山口裕教です。

同じく一般会計補正予算における2款1項11目の情報化推進費において、移行後のシステム利用でのこの通信運搬費と利用実績による通信運搬費を減額したとのことですが、内訳をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。企画部長。

〔企画部長 馬淵 豪登壇〕

○企画部長（馬淵 豪） お答えします。

減額の内訳は、2つございます。

1つ目は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が定めた標準仕様に沿って改修された標準準拠システムの利用料を減額するものです。自治体情報システムの標準化・共通化の延伸により、当初予定していました月額使用料148万6,540円の3か月分、合計で445万9,620円の費用が不用となり、この分を減額するものです。

2つ目は、ガバメントクラウドの利用料です。ガバメントクラウドとは、この標準準拠システムを運用するために、国が提供するデータセンターのことをいいますが、ガバメントクラウドの利用料はサーバの起動時間などの使用状況によって決まるものです。ですが、今回、当初、サーバが常に稼働するという想定で算出していたところですが、本年度はシステムの構築に必要なときだけサーバを使用することになり、予算見積りを大きく下回る結果となりました。具体的には、庁内の関係各課で19業務、8システムが使用しておりますが、4月から11月までの利用額が確定した不用額の分、2,977万7,511円を減額いたします。

以上、2つの合計、3,423万7,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（神谷里枝） 山口議員。

○4番（山口裕教） ありがとうございます。よく分かりました。特にガバメントクラウドにおきましては、行政サービスの向上、これが期待されますので、ぜひ推進のほうをお願いいたします。

じゃあ次の質問、よろしいですか。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○4番（山口裕教） 歳出7款1項4目、企業立地推進費におきまして申請要件を満たさなかったとありますが、どのような要件だったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） 山口議員にお答えいたします。

申請要件には、業種、用地取得面積、従業員数、静岡県内での雇用人数の増加などがございます。今回のケースにおきましては、静岡県内での雇用人数の増加の要件を満たせなかったことにより申請に至らなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山口議員。

○4番（山口裕教） ありがとうございます。よく分かりました。

では、次の質問、よろしいですか。

○議長（神谷里枝） はい、最後ですね。

○4番（山口裕教） 歳出8款4項2目、街路等整備費において、この工事の完了予定はいつ頃になりそうなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） 山口議員にお答えをいたします。

鷲津駅谷上線につきましては、現在、遠鉄ストア湖西店前の区間において、市の土地開発公社が先行取得をした用地の買戻しと道路改良工事を進めております。

令和7年度は、国からの交付金の配分等の関係で、先行取得の買戻しを優先することといたしまして、

予定をしておりました工事は次年度以降、まとまった一連の区間で実施することといたしました。

なお、完了予定につきましては、都市計画事業認可の期限である令和11年度の完了を目指して、着実に事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山口議員。

○4番（山口裕教） ありがとうございます。当初の予定どおり令和11年の完成で目指しているということですので、ぜひ推進のほう、よろしくお願いいたしますします。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で4番 山口裕教議員の質疑を終わります。

続いて、6番 加藤治司議員の発言を許します。

〔6番 加藤治司登壇〕

○議長（神谷里枝） 6番 加藤治司議員。はい、どうぞ。

○6番（加藤治司） 4款2項3目のし尿処理費ですけれども、衛生プラント運転業務の業務内容精査により、し尿処理管理運営費が486万2,000円減額になっていますが、その精査した内容を伺います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 内藤健作登壇〕

○環境部長（内藤健作） お答えします。

汚泥運搬等に必要な車両経費を含めた包括管理を委託する予定で予算を計上しておりましたが、トラックなど昨今の納車遅れにより受託者の車両手配が整わないことが分かり、車両経費を除いた内容で契約したことなどにより、減額するものです。

不足した車両につきましては、市の車両を使い運搬を行っており、業務に支障は発生しておりません。

以上です。

○議長（神谷里枝） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 1つ再質問をさせていただきます。

いろいろ事情で車両経費を除いた契約内容としてありますけれども、素人目に考えて、包括契約じ

やなくて、最初から車両を除いた契約にすれば経費が486万2,000円減ったわけですよね。そこが確認したいとこなんですけど。

○議長（神谷里枝） 環境部長。

○環境部長（内藤健作） お答えします。

当初はこの包括の中に含めるということで答弁させてもらいました。昨年度、6年度までは一緒の形で市の車両を貸し出して、汚泥等の運搬の処分をしておりました。今その車両が老朽化が進行しておりまして、ちょっと部品等も今ないという、もし故障したら部品がないということも聞いておりますので、今年度は包括に含めるということで進めておりましたが、手配がつかないということで昨年同様の対応してというのが現状でございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 加藤議員。

○6番（加藤治司） もう一回確認させてください。じゃあ使えるなら使えばいいじゃないですかということなんですけども。

○議長（神谷里枝） 環境部長。

○環境部長（内藤健作） お答えします。

車両が、今3台使ってございまして、20年以上経過してるという状況がございますので、いつ壊れてもおかしくないという状況です。そんな中、汚泥処理というのは日々安定して処理をするということが前提でございますので、そこは、今、何とか使えてるという状況でございます。そういった御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 少し納得いかないところありますけれども、経費は極力下げて契約するように、包括じゃなくて、やっぱり一つ一つ精査した契約をお願いしたいと思います。

この件に関しては以上で終わります。

○議長（神谷里枝） はい。

○6番（加藤治司） 次に、10款1項4目ですけれども、湖西中学校と岡崎中学校の校舎改修等設計業務委託料で8,400万円の入札差金減額が発生した経緯を伺います。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

予算編成の段階では、小中一体型にするのか、岡崎中学校と統合するのかが決まっておらずでした。そのため、事業費が大きい小中一体型とする再編案の概算工事費、約23億円に対する設計費用として1億4,000万円を予算計上したところであります。

その後、令和7年3月に学校再編基本計画を策定し、東小学校と知波田小学校を現在の湖西中学校の場所に統合し、湖西中学校と岡崎中学校を統合するという現行の再編案により、それぞれ入札をした結果、差金が生じたものであります。

以上です。

○議長（神谷里枝） いいですか、加藤議員。

○6番（加藤治司） 中学校の再編の校舎改築面では、数か月前にも仮校舎やめるとか、あとは今回も1億円近い出費を抑えることができたということで、やっぱり何事でもA案、B案、C案って案があると思うんですけども、その時点で何を優先して案を決定するかという段階で、やっぱり今、市は財政難でということ、いろんな場所で言われてるんだから、やっぱりその面を優先、重視して最初から決めれば、今回の差額はなかったと思うんですよね。そういう面での考えはいかがですか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

今回の場合、スケジュールを優先したということもあるんですが、まず予算計上の段階ではどちらの案にするか決まっていなかったということと、あと設計期間の工期を考えたときに、今年度入った令和7年の4月に発注する必要があったということで、補正予算に計上するいとまがなかったということも1つございます。

ただ、やはり議員おっしゃるとおり、財政状況とも鑑みまして、これからこのような予算計上する際には精度を上げて適切な予算計上に努めていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 加藤議員。

○6番（加藤治司） ありがとうございます。私

が確認したかったのは、やっぱり何を重視して事業内容を選択してるのかということが、その確認したかったものですから、そういう案があっても、やっぱり今の市の財政状況に合った案を選択するというのをいろいろお願いしまして終わります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 以上で6番 加藤治司議員の質疑を終わります。

ここで1時間を経過しますので、暫時休憩いたします。再開を14時15分といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（神谷里枝） 続きまして、13番 佐原佳美議員の発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（神谷里枝） 13番 佐原佳美議員。はい、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。通告に従いまして、議案第34号 令和7年度湖西市一般会計補正予算（第10号）について質問をさせていただきます。

歳出の4款2項1目廃棄物対策費、ごみ袋作成の入札差金が1,900万円も生じた理由をお願いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 内藤健作登壇〕

○環境部長（内藤健作） お答えします。

ごみ袋の製造価格は、これまでも原油価格の影響などにより毎年変動があり、本年度の入札では、予算対しまして約7割弱の製造価格となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。何か原油価格の変動によりというと高くなるばかり

かしらという思いでいましたけれども、ちょうど安いときに作れたという理解をいたしました。

ということでよろしいですね。

では、次、行きます。

○議長（神谷里枝） いいですか。

○13番（佐原佳美） はい、お願いします。

歳出の7款1項4目企業立地推進費です。4億円と高額な補助金の減額ですが、予定していた企業は何社だったのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えいたします。

減額補正の原因となった進出予定企業は1社です。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。1社で4億円も予定できるということですね。先ほど、このなぜ減額となったかといったところは、要件が満たせなかったからということですが、先ほど山口議員のほうがお聞きしてるんですけど、ちょっと私の理解が正しいかどうかもう一度お聞きしますが、業種とか、用地の取得面積とか、あと県内での雇用条件、雇用人数がちょっとそこら辺がはっきり記録ができなかったんですけど、そこで言うこの企業が雇用人数の条件が満たなかったから、この奨励金を受けられなかったということですか。何人だったら雇用するような規模の事業計画であればよかったということなんですか。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えいたします。

雇用人数というか、県内における雇用人数が増加しているというような要件になっておりまして、今回の企業の場合については、その要件が満たせなかったという理由によるものでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 大変難しいんですけど。県内においてということは、これは湖西市のこの1社が理由で、この1社が条件に満たないからもらえなかったわけじゃなくて、静岡県がもらえなかったから湖西市が活用できなかったということですか。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えいたします。

この要件自体が県から市への補助金の要件、それはいわゆる市の場合も補助の要件にもなっているわけですが、そのところで、今回、湖西市内に立地する企業がその要件を満たせなかった。ちょっとすみません、詳細な事情を言ってしまうと、その企業名にちょっと結びついてしまう可能性がありますので、ちょっと詳しい答弁はできませんけれども、そういった要件となっております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。分からないんですけど、難しいいろんな要件をクリアしないと、あまり言えないというか、私が個人的に勉強しないといけない、いろんな制度の中でこのような結果が生まれたということは思いました。

では、次に行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○13番（佐原佳美） じゃあ歳出の8款4項2目です。これも山口議員がお聞きになられたんですけど、ちょっともう一度、発言の要旨を述べます。街路等整備費、国庫交付額の減額に伴う工事請負費の減額ですが、見込額が9,000万円と大きく違った理由を、申し訳ありませんが、ちょっとうまく理解できなかったのもう一度お聞かせください。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） 佐原議員にお答えをいたします。

減額の経緯につきましては、国からの交付金の配分等の関係で、先行取得用地の買戻しを優先をすることといたしまして、予定していた工事は発注をせずに取りやめることとしたため、今回、執行の見込みのなくなった費用を減額しようとするものです。

なお、本年度に予定していた工事につきましては、次年度以降、まとまった一連の区間で実施をしてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。今年度予定を

していた工事をするには、国からの交付額が足らなかったで、遠鉄ストア前の土地を購入していたので、そこへお金を戻して、この工事については来年度以降、令和11年に完了予定ということを山口議員におっしゃられていましたけれども、そういう形で工事計画の変更をしたから、この結果になったということですが、来年度以降は、また国に国庫交付金を要望していったら、もらえる見込みはあるんですか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） 要望ということでは、もう既に上げております。どれぐらい配分があるかというのは、ちょっと詳しくは分かりませんが、令和7年度当初で少し配分が少なかったというところにつきましては、少し前年度、令和6年度の事業執行状況が影響したものではないかというふうに考えておりますので、今後につきましては、その適切な事業執行ができるように努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。9,000万円って聞くととても大きな金額かなって思うんですけども、大きな建設工事にとっては、もっともって何億円という規模での工事をされているので、こういう差が生じたということで、それもある程度に処理されたというか、活用されて、ほかに振り替えた、執行を。この工事は執行しなかったけれども、有効活用されたというように受け取りました。

とにかく鷺津駅谷上線のところはとてもきれいになって、本当に安全な形になりましたので、本当に令和11年が待ち望まれるところです。安全に工事が完了することを祈っております。

ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で13番 佐原佳美議員の質疑を終わります。

続いて、14番 竹内祐子議員の発言を許します。

〔14番 竹内祐子登壇〕

○議長（神谷里枝） 14番 竹内祐子議員。

○14番（竹内祐子） お願いします。議案第34号、同じところで質疑をさせていただきます。

初めに、3款1項10目の自立支援給付費についてお伺いいたします。介護・訓練給付費及び補装具費が不足となった理由をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

介護・訓練等給付費が不足した主な理由としては、通所系サービスであります生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、それから入所系サービスでございます共同生活援助、短期入所、それから訪問系サービスでございます計画相談支援のそれぞれの利用回数が増加しており、昨年度の延べ5,378件と比較しまして591件の増加、延べ5,969件を見込んだことによるものでございます。

次に、補装具給付費が不足した主な理由としては、申請件数は昨年度と比較し同程度で推移をしておりますが、大腿義足、大腿部の義足、それから電動車椅子、介護用車椅子といった高額な補装具の支給決定を行ったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） よく分かりました。

次、行きます。この介護・訓練等給付費の積算根拠をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

介護・訓練等給付費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、通所系サービス、それから入所系サービス、訪問系サービスに対する給付費が、ここ直近3年間増え続けております。令和7年度におきましても、12月支払いまでの実績が7億8,620万円で、前年同時期と比べ11.1%の増となっていることから、1月から3月までの支払い予測を同様に前年比11.1%の増とし、決算額を10億4,182万4,000円と見込み、当初予算との差額である1億1,653万4,000円を補正額として計上をしたものでございます。

次に、補装具給付費につきましては、高額な補装具の給付費を計上した決算見込額と当初予算額との

差額である250万円を不足額と見込み、介護・訓練等給付費と補装具給付費とを合わせて1億1,903万4,000円を補正額として計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 理解はできましたけれども、やはりこの民生費にかけては、これからやはり対応していくことを考えていかないと、これからますます給付費、増えていくばかりだと思いますんで、私も所管委員会なので、しっかりと見守っていきたいと思います。

次、行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○14番（竹内祐子） 4款2項3目のところは先ほどの同僚議員の質疑でよく分かりましたので取り下げます。

○議長（神谷里枝） はい。

○14番（竹内祐子） その次が8款4項1目の公共交通推進費の900万円の増額になってるので、積算根拠を伺います。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） 竹内議員にお答えをいたします。

当初予算では、令和7年10月からのサービス拡充をした実証運行の開始に伴う利用者増加を考慮しまして、年間利用者数を1万2,660人と想定、委託料を2,562万円と見込んでおりました。

実証運行開始後の第3四半期における1か月当たりの利用者の実数は当初想定の利用者数の約1.7倍となっており、第4四半期も同様の傾向が続くものと考え、年間利用者数を1万9,260人に上方修正をしまして、委託料を約3,921万円に見直しを行いました。このうち、公共交通会議予算からの実証事業負担金として約460万円の追加支出が見込めることから、今回不足となる900万円を補正予算に計上することとしました。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） そこは分かりました。

では、次、行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○14番（竹内祐子） 次は、10款2項1目の小学校施設管理運営費のところで、一番初めに発達通級教室の対象人数は何人で、何クラス増やすのかをお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

令和8年度の鷺津小学校に設置している発達通級指導教室の入級予定者数は11名増の29名、教室数は1教室増の2教室となっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） この通級指導教室に通う子供さんたちは、市内の小学校から通ってくると思うんですけども、どのように子供さんが来られて、どのような指導を受けられるのか、教えてください。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

鷺津小学校で開設ということで、ほか、市内の小学校から確かにそこに来ます。その際は、保護者の送迎の下でお願いをしているところです。週1回程度の授業で、時間は午後の5時間目であるとか、6時間目を活用しまして、指導員と児童、1対1での指導ということで授業を行っていくということで。

あとはそこに来るお子さんですけど、通常の学級で生活したり学習したりできる力があるものの、何か困っていたり、課題があったりする児童に対してこの教室を開設しているということで、ふだんは普通教室、通常の教室、特別支援学級ではない子供たちがこちらに参加をしている状況です。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。普通学級の子供さんたちが通級指導教室、鷺津小学校まで来ているということで理解しました。

では、消耗品費の12万7,000円の内訳をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

児童用椅子と机が5セット、つい立ての附属品3

個などを購入するものです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） この椅子とか机のことなんですけれども、在庫がなくて追加をするのか、在庫の確認をされて5セットの追加になったのか、確認します。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

在庫の確認はしているということで、机、椅子もかなり老朽化、傷んでおりまして、そこで使える状態ではないということで、新たに購入するもので、あとほかの学校でも余ってるものがないかといったことも確認した上での今回補正でお願いするものです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。しっかりと在庫を確認しながら、予算編成をやっていたかということに理解いたしました。

では、管理用備品費の22万1,000円の内訳をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

つい立て3個、ホワイトボード2個、コードレス電話機1個を購入いたします。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） もう一回、ちょっとすみませんね、先ほど通級指導教室で子供さんが週1回通ってきて、マンツーマンで指導を受けるという説明でした。このつい立ては何に使いますか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

授業の様子を時々保護者さんが見に来るということで、廊下から教室内部がのぞけない、見れないように、児童から保護者が見えないようにということで少し目隠しの用途に使うものになります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、次へ行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○14番（竹内祐子） 10款2項3目の小学校施設整備費の鷺津小学校トイレ改修の工事内容の詳細と工事期間をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

工事内容といたしましては、トイレ6か所の和式便器を24基及びそれから老朽化した洋式便器を3基撤去します。新たに洋式便器を24基新設します。

そのほか、床のドライ化や自動手洗い水栓の設置なども予定しています。

工事期間は6か月を予定しています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。トイレのところの手洗いつて自動にするんですね。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） はい、そのとおりです。

○14番（竹内祐子） 分かりました。どの学校も同じようにしていくということで理解できました。

では、次、行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○14番（竹内祐子） 10款3項1目の中学校施設管理運営費で、特別支援学級の対象人数は何人で、何クラス増やすのか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

令和8年度の岡崎中学校の特別支援学級入級予定者数は、令和7年度より3名増の32名、学級数は1学級増の6学級となります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、2番目の消耗品費22万5,000円の内訳をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

生徒用椅子・机が9セット、CDラジオ1個、ブ

ルーレブレイヤー 1 個などを購入する予定です。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

備品購入費45万5,000円の内訳を伺います。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

アコーディオンスクリーン 2 個、昇降テーブル 1 個、つい立て 4 個を購入します。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） この昇降テーブルというのは、何か作業するために使うテーブルですか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 特別支援学級の生徒が学習用、作業用として使うものです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。その子供の体格に合わせて使えるようにするということですね。

ここのつい立ては、1つのクラスでいろいろやる時の子供さんを分けるというの、クラスを分けるというんですかね、その用のつい立てですか、何ですか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

こちらのつい立ての使い方ですけど、学年別であったり個人別の課題提示や間仕切り用として使用するものです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 了解いたしました。

では、最後の10款 7 項 1 目の社会体育施設維持管理費の委託料3,775万7,000円の内訳を伺います。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

増額する委託料の内訳ですが、アメニティプラザ分が3,501万9,000円、湖西運動公園、勤労者体育センター、新居スポーツ広場公園、みなと運動公園の5施設分が273万8,000円となっています。これは4

月から12月までの実績に基づきまして、不足が見込まれる電気料などが主なものとなっています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。今、物価高騰で電気料も見てはくれて、あれ、知ってると思うんですけど、やっぱりまだまだかかっていくもんだったなと思います。

分かりました。じゃあ以上で私の質疑を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で14番 竹内祐子議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第34号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第28 議案第35号 令和7年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第35号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第29 議案第36号 令和7年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第36号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第30 議案第37号 令和7年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議なしと認め、本件は委員会への付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第37号について採決いたします。
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷里枝） 挙手全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷里枝） 日程第31 議案第39号 令和8年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。
15番 荻野議員。

〔15番 荻野利明登壇〕

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○15番（荻野利明） 15番 荻野利明です。

議案第39号 令和8年度湖西市国民健康保険事業

特別会計予算について質疑を行います。

国民健康保険税、本当に皆さん、高い、そう言われます。皆さんも聞いて、知ってると思いますけども、本当に高いんですね。それ、なぜか。国民健康保険以外の保険というのは所得に対して税率を掛けるだけで出ちゃうんですね、幾らか、健康保険とか、そういったほうは。ところが国民健康保険の場合はそれプラス均等割で1世帯に幾ら、それでその世帯に何人の人間がいるのか、それもプラスされるんですね、だから非常に割高になってると思うんですね。前の反対討論でも言ったと思うんですけども、これをなくすには1兆円、国が全部出すと、そうすれば同じになるわけですね、所得に対して課税されるだけということになるんですけども、そうっていない。だから割高なんですね、国民健康保険税というのは。

質問ですけども、今、国保加入者、本当に低所得者、そういう人が多いわけですね、無職の人とか。そうした人たちに配慮された予算になっているのか、この39号議案が、その辺をお答えください。

○議長（神谷里枝） 市民安全部長、登壇して答弁をお願いいたします。

〔市民安全部長 山本健介登壇〕

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

議員も御承知だとは思いますが、国民健康保険は上位法は国民健康保険法で枠組みが決められております。そのうち御質問いただきました賦課徴収、課税の部分につきましては地方税法、それから地方税法の施行令の中で定められてるものでございます。地方税法の施行令の中でも所得に対して課税を、所得の低い方に対しては軽減をかける、減額をするというものがございます。市のほうも国民健康保険法、それから地方税法を基にしまして、湖西市健康保険条例を定めております。その条例の中でもその施行令に基づきまして、所得に応じて7割、5割、2割の減額、いわゆる7割、5割、2割軽減と言っておりますけれども、そちらのほうを適用させていただいております。

また、このほか所得の関係ではございませんが、例えば出産、産前・産後の部分につきましても減額

等を行っておりますので、今回の新年度予算につきましても、賦課徴収につきましてもきちんと精査をした上で予算計上しておるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 荻野議員。

○15番（荻野利明） そういったことは前からあるもので、今に始まったわけじゃないんですよ。それでも高いと言うんですよ、皆さん、国民健康保険税というのは。だからそういう市民の声に応えた予算になっているかということが私が疑問に思ってるわけです。到底なっていないということだけ言って、終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で15番 荻野議員の質疑を終わります。

ほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） では、以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第32 議案第40号 令和8年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第33 議案第41号 令和8年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第34 議案第42号 令和

8年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第35 議案第43号 令和8年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第36 議案第44号 令和8年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はございません。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（神谷里枝） 日程第37 議案第45号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 次に、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第45号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金分」を新たに賦課徴収するための改正をしようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援納付金分に係る所得割額の乗数を100分の0.26と

し、被保険者均等割額を1,700円、18歳以上の場合には被保険者均等割額に100円加算して、合計1,800円にしようとするものでございます。

また、この均等割額に対する7割、5割及び2割の軽減措置、未就学児に係る軽減措置、出産被保険者に係る軽減措置を新たに設けるものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものでございます。

この改正につきましては、湖西市国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいた内容と同様の改正でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第38 議案第46号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 次に、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第46号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されることに伴う改正をしようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、令和8年度の介護保険料の減免手続について、申請を不要とする規定を追加するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託しました議案を事務局長に朗読させます。局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） ありがとうございます。議案第45号と議案第46号に対する質疑は、3月19日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は3月3日正午までに通告してください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時04分 散会
